

Title	奈良時代写経所の空間構造：<座席論>の試み
Author	渡部, 陽子
Citation	市大日本史. 20 卷, p.88-102.
Issue Date	2017-05
ISSN	1348-4508
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学日本史学会
Description	2016 年大会報告

Placed on: Osaka City University

奈良時代写経所の空間構造——〈座席論〉の試み——

渡部 陽子

はじめに

正倉院文書研究では、文書論、組織論、個別写経事業などについて研究が進んでいる。写経生に関しても、月借錢、請暇についての研究がある^①。しかし、写経所^②とはどのような環境であったか、具体的にどのように作業をしていたか、まだわかっていない点が多い。

正倉院文書の大半を占める「写経所文書」は、写経所における写経事業に関する文書・帳簿類であり、人や物品のやり取りや状況が記載されている。これまで私は、これらの文書や帳簿類を詳細に検討することにより、いくつかの物品に焦点を当ててその機能を考えてきた^③。本論では、物品の申請・収納・支給・使用状況・返却などについて、写経事業ごとに整理しながら具体的に検討し、誰が・いつ・どこで・何を・何のために・どのように使ったかを明らかにすることによって、写経所の空間構造を見通したい。

律令制下の役所について、組織の具体的な運用までわかる史料は、

写経所文書以外にない。木簡は貴重な一次史料だが、断片的な情報しか得ることができない。写経所文書も、全ての文書や帳簿群が現存しているわけではなく、さらに江戸末期から明治時代に行われた「整理」によってばらばらにされてしまっているが、原本調査や、史料内容の丹念な研究成果により、多くの情報を体系的に得ることができるようになってきたのである。

造東大寺司管下の写経所は、写経という宗教行為を行う場であると同時に、分業体制による組織運営を行う工房的な性格をもつ役所でもある。写経所文書を使って写経所の内部構造を明らかにすることによって、図書寮など他の一般官司についても類推することができるのではないかと考えられる。

表1は写経所の構成員とその役割を示したものである。本論では、正倉院文書にみえる物品が、写経事業の中でどのように機能し運用されていたかを総合的に考えたい。まず、用度文(用度申請)・用残報告や帳簿類により、写経事業における物品の申請・使用状況を検討する。

表1 写経所の構成員(太字:本論の検討対象者)

写経	経師	経典の書写
	題師	題経の書写(経師のうち能筆者)
写経生	装丁	経典の装丁
	校生	経典の校正
事務局	瑩生	金・銀字の研磨(校生兼任の場合有)
	史生	造東大寺司政所との事務連絡
	主使	写経所の事務・運営
	雑仕	案主の補佐ほか
	優婆塞	調理・紙打など雑務
	優婆夷	労役ほか 裁縫ほか

物品が使用されるが、本論の検討対象は、写経堂に限定する。

一 用度文にみえる物品

(1) 用度文

個別写経事業を始めるにあたり、写経所の事務官によって作成された予算案(見積書兼請求書)が用度文(用度申請)である^④。用度文の書き出しは「写経所解」「写書所解」または「造東大寺司解」などとなり、写経所の案主が下書きを作成し、造東大寺司政所で清書され、太政官もしくは写経事業の発願主に提出されたと考えられる。用度文には、それぞれの写経事業を遂行するにあたって必要と判断された物品が列挙される。そこで、典型的な用度文の例として、長くなるが【史料一】をあげる(「」は追記、*は朱書き、文字は抹消、勾点は省略、波

次に、個別写経事業で使われる物品を、その性質ごとに分別し、職掌ごとに整理する。それによって、奈良時代の写経所がどのような空間だったのか、内部構造を立体的に解明するための見通しをたてたい。なお、広義の写経所とは、写経に関する作業を行う写経堂に加え、経師等が生活する食堂(料理供養所)、宿所なども含まれ、それぞれの場所で様々な

線は筆者による)。

【史料一】

「東寺写経所解(案)」(統修後集五、一四ノ二九二〜三〇〇)^⑤

東寺写経所解 申請応奉写経用度物事

合経壹伯參拾伍部^{四百五十卷}

法花經冊五部^{三百六十卷} 「請随求陀羅尼壇」^{為作}

金剛般若經冊五部^{冊五卷}

理趣經冊五部^{冊五卷}

応用紙壹万玖伯參張

經紙一万三百十張

九千五百八十五張見写料

八千〇百張法花經〇五部料^{部別百八十張}

五百八十五〇剛般若經冊五卷料^{卷別十三張}

九百張理〇經冊五卷料^{卷別廿張}

二百廿五張表紙料^{以一張着二卷}

五百張破料

凡紙伍伯玖拾參張

二百五十八張一万三百十張端料^繼^{以一張着冊張}

一百卅五張敷紙并下纏式料

一百張裏紙料^{以一裏打紙百張}

一百張雜用料

菟毛筆玖拾壹管 以二管写紙百五十張

墨參拾貳挺 以二挺写紙三百張

界料鹿毛筆拾管

*「八十丈一尺」

綺漆拾陸丈伍寸

*「七十二丈九尺」

六十八丈八尺五寸法花經三百六十卷理趣經冊五卷料 卷別一尺七寸

七丈二尺金剛般若經冊五卷料 卷別一尺六寸

扶耄佰參拾伍枚 各長一尺七寸

軸肆佰伍拾枚

黄蘗貳佰肆拾伍斤 以一斤染紙冊張

橡壹斗伍升 以一升染表紙十五張

(以下省略：・荒炭、薪、錢(菟毛筆、墨、鹿毛筆、生菜、荒炭、薪)、

淨衣料(緇・綿・細布・調布・祖布)、木履、菲)

經師肆拾伍人 *「廿」 裝潢參人 *「三」 校生陸人 *「四」 雜使伍人 *「三」 優婆夷壹人

合陸拾人 冊 單功貳伍拾陸人 *「百冊本」

一千三百六十九人經師 人別写紙七張

一百九十一人裝潢 人別作紙五十張

二百十六人校生 人別校紙六十張

十五人雜使 冊 日單 *「六十八」

卅人優婆夷 冊 日單 *「六十八」

米肆拾斛肆升 六升八合

*「二」 *「三」 *「四」 *「五」 *「六」 *「七」 *「八」 *「九」 *「十」 *「十一」 *「十二」 *「十三」 *「十四」 *「十五」 *「十六」 *「十七」 *「十八」 *「十九」 *「二十」 *「二十一」 *「二十二」 *「二十三」 *「二十四」 *「二十五」 *「二十六」 *「二十七」 *「二十八」 *「二十九」 *「三十」 *「三十一」 *「三十二」 *「三十三」 *「三十四」 *「三十五」 *「三十六」 *「三十七」 *「三十八」 *「三十九」 *「四十」 *「四十一」 *「四十二」 *「四十三」 *「四十四」 *「四十五」 *「四十六」 *「四十七」 *「四十八」 *「四十九」 *「五十」 *「五十一」 *「五十二」 *「五十三」 *「五十四」 *「五十五」 *「五十六」 *「五十七」 *「五十八」 *「五十九」 *「六十」 *「六十一」 *「六十二」 *「六十三」 *「六十四」 *「六十五」 *「六十六」 *「六十七」 *「六十八」 *「六十九」 *「七十」 *「七十一」 *「七十二」 *「七十三」 *「七十四」 *「七十五」 *「七十六」 *「七十七」 *「七十八」 *「七十九」 *「八十」 *「八十一」 *「八十二」 *「八十三」 *「八十四」 *「八十五」 *「八十六」 *「八十七」 *「八十八」 *「八十九」 *「九十」 *「九十一」 *「九十二」 *「九十三」 *「九十四」 *「九十五」 *「九十六」 *「九十七」 *「九十八」 *「九十九」 *「一百」

(以下食料省略：糯米、塩、醬、滓醬、末醬、酢、海藻、滑海藻、心太、芥子、胡麻油、小麦、大豆、小豆、漬菜、漬薑)

砥耄類

刀子參柄

仕丁壹拾伍人 *「三」

折薦壹玖拾枚 *「冊四」

以前、応奉写一百卅五部之經用度之物、所請如件、謹解

天平宝字四年正月十五日主典正八位上安都宿祿「雄足」次官從五位下高麗朝臣「大山」

【史料一】は天平宝字四年(七六〇)に行われた法花經四十五部三百六十卷・金剛般若經四十五部四十五卷・理趣經四十五部四十五卷(いわゆる百三十五部經)の用度文である。この写經事業は光明皇太后が母の県犬養三千代の追福のために発願したもので、天平宝字四年正月十一日の太師(藤原仲麻呂)宣(一四ノ三六七)により行われたものである。^⑥
【史料二】をみてみると、まず經典名と卷数を書き上げ、写經に必要な紙(經紙・凡紙)、筆・墨、經典の体裁に関わる綺・帙・軸・染料、燃料、錢、淨衣、人功、食料、仕丁、その他が計上されている。【史料一】は写經所から造東大寺司に提出され、次官の署名をもらったが、

物品の数量変更のため写経所に差し戻され、数量の訂正を朱で書き込み、それをもとに正文を書き直して提出したと考えられる。【史料一】は控えとして写経所政所に残し、物品の収納時にその日付等について追記し、勾点等を付したのであろう。

写経所文書にみえる用度文の記載内容をまとめたものが表2である。「写経所文書」における写経関係の現存最古の文書は、藤原光明子家の神亀四〇五年（七二七〜八）のものだが（一ノ三八一〜三八三）、表2のように、現存する用度文は天平二十年（七四八）のものが初見である。したがって、天平末年頃になってようやく、用度文の形式がある程度確立したと考えられる。用度文の多くには、筆墨等について、申請物品を列挙した項と、申請する銭の用途を列挙した部分の両方に記載がみえる。二カ所の筆墨の数量は同じであり、なぜ重複して記載してあるのかわからないが、この書き方は踏襲されている。他の項目や物品の書き方でも、順序が入れ替わったり物品の種類が増減したりするものの、一定の形式がみられる。題籤軸がつけられて写経事業終了後も保管された用度文もあるので、案主が次の写経事業の用度文を作成するにあたって、見本にしたのであろう。

【史料一】は表2 No.15にあたるが、記載された物品の種類を比較すると、典型的な用度文であることがわかる。ただし用度文に記載された内容にはばらつきがあり、特に食料・雑器など数多くの物品を請求したものと、經典の書写に必要な最低限の物品である紙筆墨のみの請求にとどまるものがある。例えば前者は表2 No.24大般若経二部千二百卷、後

者はNo.13心経百卷やNo.28仁王経疏一部五卷の写経事業の用度文にみられる。案主には、經典何巻・経紙何張の写経ならば、どの物品・人員がどれだけ必要かという目安があったはずである。そのため、用度文で何をどれだけ申請するかということは、請求先である発願者の意向、写経の重要度や緊急度などにより、調整されたと考えられる。

管見の限り奈良時代には四百以上の写経事業が行われながら、用度文が三十四例しか現存しないということは、全ての写経事業において用度文が作成されたわけではないことを示している。ただし、用度文が現存しない写経事業でも、造東大寺司や内裏などから写経に必要な物品が収納されている例は多い。総合的な用度文が作成されなくても、「筆墨申請」など個別に物品の申請文書を作成し、写経所に必要な物品が収納されたと考えられる。

さらに、写経事業終了後、決算として物品の用残報告が作成されることがある。用度文と用残報告を比較することで、申請された物品が、実際はどれだけ収納されて使用されたかを検討することができる。

用度文と用残報告が共に現存するのは、前述の天平宝字四年の百三十五部経と、天平宝字六〜七年（七六二〜三）の大般若経二部千二百卷の写経事業である。表3にあげた百三十五部経によると、用度文と用残報告の数量が一致するのはわずか六品目だけである。用度文はあくまで計画であり、実際に収納された物品の量や種類がかなり異なることがわかる。特に銭の場合、収納された銭の用途は、ある程度案主の采配に任せられたと考えられる。また、食料、食膳・調理用具などは、食

表2 用度文

No.	經典名	年月日	大日古	經典・付属品經典				写経用具														
				軸	綺	帙	その他	経			凡紙				筆			墨	黄檗	椽		
							※	見写	表紙	備	端綴	裏紙	式敷下纏	経借帙	公文	菟毛	鹿毛	狸毛				
1	法花経1部8卷 阿弥陀経2卷 最勝王経1部10卷 觀世音経2卷	天平20年7/16	10/314~316					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
2	大般若経1部600卷	天平21年2/15	13/60~61(後欠) 10/540~543(前欠)				櫃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	法華経100部800卷	勝宝2年7/16	11/324~330	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1	大般若理趣分1卷	勝宝2年8月	11/371~374	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-2	最勝王経(第2)1卷	勝宝2年8月	11/371~374	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	金剛三昧本性清淨不壞不減経1卷	勝宝3年2/7	11/475~476	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	大般若経1部600卷	勝宝2年10/12	3/463~468	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	弥勒経3卷 阿弥陀経1卷 寿延経1卷	勝宝2年11/8	11/421~422	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	花嚴経1部80卷(金字)	勝宝3年3/11	11/498~499					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	最勝王経1部10卷 仁王経1部2卷 六卷鈔1部6卷 梵網経疏1部2卷	勝宝4年一	12/221~222 (後欠)	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	華嚴経1部60卷	勝宝4年4/28	12/268~272	○	○	○	籤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	法華経1部8卷 最勝王経1部10卷 金光明経1部8卷 十輪経1部10卷 弥勒経1部3卷 理趣経1卷 薬師経1卷	勝宝4年8/7	12/342~346	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	花嚴経10部800卷	一	12/272~277	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	大般若経1部600卷 華嚴経1部60卷 華嚴経1部80卷	勝宝6年2/18	13/50~57	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	心経100卷	勝宝9歳6/15	統別9巻、13/221					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	千手千眼経1000卷 新編宗経10部280卷 薬師経120卷	宝字2年7/6	13/373~380	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	法華経45部360卷 金剛般若経45卷 理趣経45卷	宝字4年1/15	14/292~300	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	阿弥陀仏 法花経1部8卷	宝字4年一	14/334~336																			
17	一切経1部経律并3433卷 (中斷一切経)	宝字4年2/19	14/365~366	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	仏頂経1卷	宝字4年3/9	4/411~412				香	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19	灌頂経1部12卷 梵網経1部2卷	宝字4年9/2	14/387~389					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	大仏頂首楞嚴経陀羅尼10卷 随求即得陀羅尼10卷	宝字4年10/3	14/349~358																			
21	忌日御齋会一切経 5271卷	宝字5年一	15/63~69(後欠)	○	○	○	櫃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22	(經典名不明)	宝字6年一?	18/587~589 (前後欠)			○																
23	灌頂経12部144卷	宝字6年11/22	16/114~117 16/14~16	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24	大般若経2部1200卷	宝字6年12/16	16/59~68	○	○	○	櫃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	法華経2部16卷	宝字7年2/25	5/388~395	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26	最勝王経11部110卷 宝星陀羅尼経1部10卷 七仏所説神呪経3部12卷 金剛般若経600卷	宝字7年3/11	5/403~411	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27	法花経2部16卷 顯无辺仏土経1000部1000卷	宝字7年3/12	25/345~346(後欠) 16/347~352(前欠)	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28	仁王経疏1部5卷	宝字7年4/17	16/375~376																			
29	十一面経31卷 孔雀王咒経7卷 陀羅尼集経(第4・9)2卷	宝字7年7/2	16/407~410	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
30	梵網経20部40卷 四分律戒本20卷	宝字7年8/28	16/341~343 25/339~340 15/81~82 15/79~81 16/419~420	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31	法華経1部8卷 阿弥陀経10卷	一	16/410~412					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
32	心経1000卷	宝字7年12/25	16/423~427	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
33	大般若経1部600卷	宝字8年7/29	16/505~514	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34	法花経1部8卷 阿弥陀経10卷	宝亀3年8/17	20/225~227	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

表3 135部経(法華経45部360巻・金剛般若経45巻・理趣経45巻)の用度文と用残報告

		用度文	用残報告		
年月日		宝字4年1/15	宝字4年4/26		
大日古		14/292 ~ 300	14/336 ~ 342		
表4の史料番号		史料c	史料x (※のみ史料q)		
經典付属品	軸	450枚	288文(360枚)		
	綺	80丈1尺	1050丈(70丈)		
	帙	54枚			
	鎌子		115丈(1具)		
写経用具	経紙	見写	9585張	8505張	※
		表紙	225張	225張	※
		破	500張	480張(空・破)	※
	凡紙	端縫	258張	25文(50張)	
		裏紙	100張		
		式敷下縫	135張		
		雑用	100張		
	菟毛筆	2560文(64管)	2020文(55管)		
	鹿毛筆	10文(10管)	10文(10管)		
	墨	960文(32挺)	660文(22挺)		
	黄礬	245斤			
	椽	1斗5升			
小明櫃		14文(1合)			
篩	繩5尺				
砥	1顆				
刀子	3柄				
淨衣	淨衣(手巾含む)	緋51匹3丈4尺 綿117屯 細布3端3丈9尺 調布11端1丈8尺 粗布13段	1000文(布4端・他田之)		
	菲	26両	254文(30両)		
その他	木履	26両	326文(31両)		
	薪	4080文(340斤)	1937文(161荷)		
	荒炭	3060文(68石)	336文(56籠)		
	松松		25文(9斤)		
	生菜	6876文	1520文		
	米	41石3斗6升8合	43石1斗6升8合(用37.514・残6.714)		
	塩	9斗9升2合4勺	44果(用40・残4)		
	醬	1石8斗7升6合	1石8斗7升6合(用1.576・残0.3)	★	
	末醬	2石1斗4升8合	1石3斗7升8合(用1.278・残0.1) うち115文(2斗3升)	★	
	酢	9斗3升8合	9斗3升8合(用0.868・残0.07)	★	
	淨醬	2石1斗4升8合	2石1斗4升8合(用1.848・残0.3)	★	
	海藻	268斤8両	120斤(用96・残24)		
	滑海藻	268斤8両	130斤(用40・残100)		
	芥子	3斗7升5合2勺	2斗尽用		
	漬菜	6石4斗4升4合			
	食料	漬薑	1876掬		
		糯米	9石3斗8升	270文(4斗5升)	
小麦		3石7斗5升2合	3石7斗5升2合(用3.252・残0.5)	★	
大豆		1石8斗7升6合	1石8斗7升6合(用1.676・残0.2)	★	
小豆		9斗3升8合	60文(1斗)尽用		
胡麻油		9斗3升8合	2斗(用0.19・残0.01)		
心太		117斤4両	50斤(用20・残30)		
布乃理			366文(1石5斗5升)		
干菓子			40文(5籠)		
芋			75文(3斗)		
茂付			559文(7斗3升)		
栗餅			668文(402籠)		
粟酒			830文(8斗9升)		
酒			200文(1石)		
堂内設備		折薦	44枚		
		小赤环		14文(14口)	
		片佐良		10文(10口)	
	水麻理		24文(24口)		
食膳調理用具	瓶		16文(2口)		
	塙		4文(2口)		
	水麻節		26文(3口)		
	杓		12文(6口)		
	盆		27文(5口)		
	布施他	人々給料		1690文	
		功		680文(雇夫単680人)	
作物所用			60文		
人員	残銭		4159文		
	経師	20人			
	校生	4人			
	装演	2人			
	雑使	3人			
	駆使	仕丁13人			
	優婆夷	1人			

★は用度と用残の数量が合致するもの

事のメニューや備品の不足具合に応じて、変更が加えられることが多かったであろう。

(2) 個別の物品

写経事業においては、様々な文書がやりとりされ、帳簿類が活用される。前述の百三十五部経では、表4にあげたような関係史料が残っている。用度文(c)、銭用帳(e)、充装演帳(g)、充紙筆墨帳(h)、充本帳(i)、校帳(m)、手実帳(l)、布施申請(o)、用残報告(x)といった他の個別写経事業にも共通する形式のものが一通りそろっている。このように複数の帳簿類が現存するおかげで、ひとつだけの史料では判明しない物品の動きをたどることができる。

たとえば、用度文(c)では綺八十丈一尺、軸四百五十枚が現物で請求されているが、書写が終了し布施申請(o)も提出された後によりや、写経所別当の安都雄足から「彼一百三十五部経綺軸、以其残、令買市頭(軸朱頂)」と指示が出た(r)。写経所ではそれらを購入して一千五十文(綺七十丈直)、三百六十文(朱頂軸四百五十枚直)を請求したが(s)、用残報告(x)では、用いた銭の内訳の項に、一貫五十文(綺七十丈直)、二百八十八文(朱頂軸三百六十枚直)とある。残り九十文(綺七十丈直)の銭が最終的にどのように処理されたのか現存の史料ではわからない。綺緒については、用度文(c)では法花経と理趣経は巻別一丈八尺、金剛般若経は巻別一丈六尺として、合計八十丈一尺が計

表4 天平宝字4年 135部経(法華経45部360巻・金剛般若経45巻・理趣経45巻)の関係史料

	大日古 巻頁	文 書 名	月 日	内 容
a	4/399	〔鴨糞万呂解〕	1/4	買進物
b	14/301~302	〔東寺写経所解案〕	(後欠)	用度文の案文
c	14/292~300	〔東寺写経所解案(案)〕	1/15	用度文(提出後、差し戻し訂正)
d	4/407	〔池原禾守啓〕	1/19	校生上毛野名形麻呂推薦状
e	14/302~304	〔法華金剛般若理趣経銭用帳〕	1/21~28	銭用帳(菟毛筆・墨ほか)
f	14/304~307	〔写経所経紙雑用紙下充帳〕	1/23~3/13	紙下充帳
g	12/216~218	〔裝潢上紙帳〕	1/26~3/17	裝潢上紙帳
h	25/256~259	〔東寺写経所充紙帳〕	1/26~3/21?	充紙帳(〔正倉院文書拾遺〕史料69)後欠帳簿
i	14/288~292	〔奉写百卅五部経充本帳〕	?~3/3	充本帳
j	14/366~367	〔造東大寺司移案〕	2/?	散位寮への移(経師要請)
k	14/367	〔造東大寺司移案〕	?	左大舎人寮への移(経師要請)
l	14/310~311 14/312~313	〔校生裝潢手実帳〕	2/20 3/24	裝潢2人の手実
m	14/319~321	〔奉写百卅五部経校帳〕	2/21~3/21?	校帳
n	14/322~323	〔四十五部法華経 裝潢充造物帳〕	2/21~3/18	充裝潢帳(装書)
o	14/372~374	〔造東寺司布施奉請文案〕	3/20	布施申請
p	14/374~375	〔東寺奉写経所解案〕	3/20	表紙料竹申請
q	14/375	〔造東寺司経紙請用文案〕	3/25	経紙の用残
r	14/328	〔安都雄足牒〕	4/1	写経所案主への指示(緒・朱頂軸)
s	14/380~381	〔東寺写経所請銭文案〕	4/?	綺并朱頂軸の直銭申請
t	14/382	〔僧万福所説経奉請文案〕	4/3始	大師4/2宣により135部経を万福師所で説経
u	14/381	〔経所見物注文案〕	4/6	見物報告
v	14/383~384	〔経所見物注文案〕	4/15	見物報告(残物の一部は東塔所へ収納されたか)
w	14/343~345	〔写経所解案草〕	(後欠)	阿弥陀仏并法花経1部料の用残(14/334~336)との合計
x	14/336~342	〔写経所解案〕	4/26	用残(請用雑物并残)
y	14/345~346	〔筆墨直充帳〕	調4/11	経師への筆墨直充帳

上された。緒の長さの差は、一卷平均二十二、五張の法花経と一卷二十張の理趣経、そして一卷十三張の金剛般若経という、一卷あたりの経紙の予定枚数からわかる巻物の太さに対応したものである。綺についても七十丈分の銭しか支出されず、各巻には予定よりそれぞれ少し短い緒が取り付けられたことになる。

このように、写経所文書を、それぞれの写経事業ごとに整理することによって、用度文・収納帳・用帳・充帳・用残報告等にも見える物品について、一連の運用状況を検討することができる。どのような物品

をどれだけ請求する予定だったのか、実際にはどれだけ収納されたのか、いつ誰がどのように用いたのか、どれだけ使用してどれだけ残りの写経事業について検討することはまだできていないが、現時点でわかる範囲で、経典の書写に直接関わる物品の特徴をあげたのが表5である。⁷⁾

常写や問写の①経紙(○番号は表5に対応)は、「問紙検定并使用帳」(九ノ三六七ノ三七〇+九ノ三七〇ノ三八〇+三ノ四八五ノ四八六+一ノ三

六四ノ三六六)にみられるように、紙の種類や色、枚数が細かく記載され、ある経典に使用する紙がどこから収納されたのか、もしくはどの写経事業の紙を転用したのか、残紙をどの写経事業に転用するのかが管理される。それに対して②凡紙は、すべての写経事業において申請・収納されたわけではなく、写経所内で臨機応変に再利用されていた可能性がある。③筆墨は、支給・返上記録が細かくチェックされていたものの、まだまだ検討しなければならない点が多い。⁸⁾ 筆墨の請求や支給は現物と銭の場合が両方あるが、銭で請求することによって、各写経事業ごとの財政と使用実態とを、効率的に調整していたと考えられる。⁹⁾ 櫃には、カギや据え付ける机が付属した経典奉請用の櫃、経紙などの物品を移動するための櫃、写経所内で物品を保管するための櫃などがある。なかでも小明櫃は、各経師が写経中の経巻を納入するのに使用するため、経師

収納・支給	使用后	例
・現物収納、現物支給が多い。 ・充装横帳、充紙帳によって支給を管理。	・残紙…案主に返上され、使用帳などで管理。発願主の意向をくんだ案主の采配により、別の写経に転用。 ・破紙(書写後、間違い等により差し替えられた経紙)…案主に返上され、帳簿等に再利用されることもあり。	【破紙】続別46①～⑧:表[写経破紙](大日古未収)①裏[納本経第六櫃盛文](3/38④6～40)②裏[納本経第四櫃盛文](3/36～38④5)⑤裏[間紙充帳](24/352～353)に再利用。③④⑥⑦⑧裏は空。
・現物収納、現物支給が多い。	・返上記録が少ない。余れば次回以降に活用か。	
・巻尾の“奥の端紙” (続後22(2)裏)に天地横界の引き流れが残るため、継の段階で取り付けたか。(ただし“奥の端紙”は史料上にみえず、特殊例だった可能性も高い。) ※仮軸も史料上にはみえず、実物も現存しない。	・取り外し後、案主に戻され帳簿等に再利用か。 ・装潢により、別の経の端紙等に再利用か。	【端紙】続後22(2)裏:「請暇不参解」4通(6/330、20/73～74、6/323～324、20/63)それぞれ奥の端紙を使用。その後、背面を[奉写一切経所食口案](6/333④3～335)に転用。(3)は端紙+写経料紙1行分を12組貼り継ぎ、[一切経并千字経充紙帳](24/151～160)として使用。(3)裏は空。
・全ての写経事業で申請・収納されるわけではない。	・何度も再利用か。	
・申請例は少ないため、裏紙などが再利用されたか。	・何度も再利用か。	続々修36-1:紫色の表紙の経典の痕跡が色移りして残った仮軸を、「経紙筆墨紙充帳」(10/384～435)の一部に転用。
・全ての写経事業で申請・収納されるわけではない。 ・経師に1張ずつ支給(充紙筆墨帳などに記載あり)。	・返上記録が少ない。消耗品とされ経師の手元で再利用されたか。	
・提出文書…白紙に書く。 ・帳簿…白紙・反古紙に書く。写経事業別、種類別に作成。	・手実・請暇不参解・月借銭解…1次文書として白紙に書かれたものが多く、“手実帳”などとして貼り継がれて案主に管理された後、事務処理終了後に破棄され、ある程度貼り継がれたままひっくり返されて、背面を別の帳簿に再利用。	【手実】天平11年「経師手実帳」(7/301～378)、天平12年「経師手実帳」(7/423～472)、天平11年4/9～10「百部法華経経師手実」(7/240～247)、天平20年春季「後写一切経経師手実」(10/133④5～134④7、24/482、10/134④8～153④11、10/237、10/168④11～172)など。 【請暇不参解】宝字～宝亀年間を中心に238通あり 【月借銭解】宝亀年間を中心に107通あり
・請求・支給は現物と銭の場合あり。 ・筆1管半の銭の用度申請(16/376)。効率的に銭で管理。 ・充装筆墨によって管理。 ・充料の墨・用度申請にない。書写用の墨に含まれるか。支給記録も少ない。	・使用済みの筆墨は案主に返上され(古筆・墨端)、次回の写経事業や私願経の書写、帳簿作成等で使用。 ・金字経で使用される金墨・銀墨(金墨・銀墨)は、残れば返上される。	【界料の筆墨】千部法華経:天平20年11/10請刀子10・墨1挺・鹿毛10筒装潢料(3/6) 金字華嚴経1部80卷(宗紙金字経、界線銀墨):勝宝3年3/22納銀墨2分2朱(界料且所請)、5/15充銀墨1分(受能登忍人)(11/497、555)
・造物所などで作成か。購入する場合もあり。 ・必要な巻数分だけ収納され、余りはない。	・経典に取り付けられて奉請。	正倉院宝物にあり
・綺製のものが多い ・必要な巻数分だけ収納され、ほとんど余りはないか。	・経典に取り付けられて奉請。	正倉院宝物にあり
・造紙所、造物所などで作成か ・必要な巻数分だけ収納され、余りはない。	・経典に付属して奉請。	正倉院宝物にあり
・書写前の経紙等を入れて写経所に収納される場合あり。 ・小明羅は、各経師が書写中の経巻を入れるのに使用するが、個人への支給記録はない。	・書写後の経典を納めて奉請。 ・経紙の残紙等を収納して返上。 ・保管用の櫃は写経所内で長期間利用したか。	正倉院宝物にあり
・各写経生への支給記録は少ない(6/6～20など)。 ・写経事業ごとに申請・収納されず、長期間着用のため、各人が管理したか。(請暇解によると家に持ち帰る場合あり)	・返上するのは、最後までで写経しなかった人のみ。	正倉院宝物に「久米浄/衣返上」の墨書がある布袍あり(中倉二〇二布袍 衣第二号(第一一一一号襦))
・請求・収納例が少ない。 ・用度申請にみえるのは二部大般若と大般若経1部(宝字6・8)のみ(経師の人数分申請)。 ・視を個人に充てたのは1例のみ(8/428)。 ・天平18年に筆漬杯・筆洗杯もあり。	・返上記録みえず。 ・一度収納されれば長期間利用したか。	
・請求・収納例が少ない。・装潢1人に刀子1～3本支給する場合あり。 ・用度申請される時も装潢の人数と数致するとは限らない。 ・大小あり。紙刀(造紙料)と料理食物料の刀子を区別していないので形状は同じか(15/167)。	・返上記録みえず。 ・一度収納されれば長期間利用したか。	
・金字経の場合のみ、金墨・銀墨(金墨・銀墨)、膠、白銅小盤、炭などと共に申請・収納される。	・金墨・銀墨以外は返上記録見えず。 ・金字経の時のみしか使用されないため、案主の手元などで保管されたか。	
・請求・収納例が少なく、個人への支給例はない。	・返上記録みえず。 ・一度収納されれば長期間利用したか。	

の人数分請求されるが、紙筆墨と違って個人に支給された記録がない。⑨硯もまれに用度文で請求される場合は、経師一人につきひとつという意識があるようだが、具体的にどのよう分配されていたのかわからない。

(3) 小結

それぞれの写経事業の用度文からは、どのような物品が写経事業に必要であったかがわかる。用度文に計上された物品はあくまで見積もりであり、帳簿類と比較検討すると、実際に納入されて写経所で使用された数量や種類は異なる。しかしその相違点から、物品運用の計画と実態が浮き彫りとなるのである。

筆墨申請、充紙筆墨、充本、手実、行事、上日、布施申請などには、写経生の個人名が記載されている。これらの史料から、各写経生がどのような物品を使用して写経事業を行ったかがわかるが、基本的に手本とする本経と紙

表5 個別の物品表5 個別の物品

		用途
①	1 経紙	平均は1巻20張継
	2 表紙	1巻に1/2張
②	凡紙	
	1 端継紙	1巻に1/2張 右端に付け、写経中の仮軸の軸付紙と仮表紙を兼用
	2 裏紙	1枚で経紙100張を包んで打つ
	3 仮帙	正式の帙に包むまで、1張で10巻を包む
	4 式	文字配分の目安
	5 敷	下敷き
	6 下纏	写経用具をまとめるもの
③	7 公文雑用料	案主が提出文書、帳簿など作成 写経生に配布し手実等を書かせる
	筆・墨	菟毛筆：書写用 鹿毛筆：界線用 狸毛筆：題書用
	軸	経巻の心とする丸棒。両端に軸端をはめ込むものも多い
④	緒(帯)	表紙右端に巻き込んだ発装の竹に取り付ける
⑤	帙	経典(帙1枚で10巻程度)を包む
⑥	櫃	経典奉請用 経紙などの移動用 写経所での物品保管用
⑦	浄衣	写経事業遂行時の衣 (夏料・冬料あり)
⑧	硯	陶碗(硯并筆漬用)を使用する場合あり 炭で硯を温める場合あり
⑨	刀子・砥石	経巻の装丁などに使用
⑩	猪牙	金字経の場合、堂生が文字を磨いて光らせる
⑪	机・座具	写経堂・宿所・食堂などで使用

筆墨の支給・返上、担当経巻の用紙数(正用・空破・返上)しか記入されていない。

などは、写経事業ごとに交換する必要はなく誰が使っても問題はない。

写経堂で使われる物品のなかで、経紙など新写経典に使用されるものは、写経事業ごとに収納され、余れば紙一枚・筆一本単位で細かくチェックされて返上し、他の写経事業に転用する場合は使用記録がある。しかし、机や小明櫃などは、少量ではあるが写経所に収納されているのに、写経生の個人あてに支給記録がない。硯やそれに類するもの、装潢・校生の墨なども、確実に使用しているはずであるが、支給記録がない。このような物品ごとの運用状況の違いに注目して検討することで、写経堂の内部構造がみえてくるのではなからうか。

二 写経所における物品の運用

これまでみてきたように、各写経事業ごとに収納される物品と、まれにしか収納されない物品、また個々の写経生あての支給記録がある物品と支給記録がない物品がある。

案主は、常写・間写・私願経書写、経典の確保や出納など、写経所の運営・管理を同時に遂行する。写経事業別、用途別に多数の帳簿や報告書を作成し、写経生や物品を効率的に管理していた。

写経所は堂(作業場)と曹司(事務局)から構成され、他の律令官

写経生個人に支給・返却する帳簿がない物品は、写経事業ごとにメンバーが入れ替わる写経生個人に支給するのではなく、経師・校生・装潢の作業場所、これを仮に〈座席〉と呼称すると、それぞれの〈座席〉に備え付けられているからではなからうか。個人あての支給記録がないのは、写経生個人に支給したのではなく、案主が管理する写経堂の各〈座席〉に割り当てた物品だからではないか。そこで職掌ごとに、前章で抽出した物品の性質を整理し、〈座席〉で運用された物品を検討してみたい(表6)。

(1) 案主

写経事業では、案主が作業の段階に
応じてさまざまな帳簿を作成し管理す
る。経紙や筆墨の支給返却記録が徹底
しているのは、最後に手実と照らし合
わせて確認する必要がある、布施支給
と直結しているからであろう。それに
対して、耐久性のある硯や机、小明櫃

表6 写経所における物品の運用

	写経事業ごとに収納される物品		写経終了後の動き	写経堂に備え付けの物品	
	用途			用途	
案主	A	帙	奉請	C	机
	A	櫃	奉請用	C	座具
	C	凡紙	帳簿、文書、手実作成用	C	古い筆墨
				C	硯
経師	A	本経	奉請	C	机
	B	経紙	奉請、残は返却・使用	C	座具
	B	兔毛筆	書写	C	硯
	B	狸毛筆	題書(題師のみ)	C	小明櫃
	B	墨	書写		
	C	凡紙	式・敷・下纏		
	C	浄衣			
	D	布施			
	D	食料			
	D	食料			
装演	B	経紙	界	C	机
	B	鹿毛筆	装書	C	硯
	A	軸	装書	*	硯
	B	緒	装書	C	墨
	B	発装の竹	装書	C	刀子
	B	表紙	継(端継)、打(裏紙)、仮帙	C	砥石
	C	凡紙	継	C	紙打石
	C	大豆糊	継	*	反軸
	C	糊節		C	櫃
	C	浄衣			
	D	布施			
	D	食料			
	D	食料			
	D	食料			
校生	A	本経	奉請	C	机
	A	新写経典	奉請	C	座具
	C	浄衣		*	硯
	D	布施		*	筆
	D	食料		*	雌黄
				*	墨
			C	猪牙	
			C	櫃	

- A 経典そのもの・付属するもの……………新写の経典・本経は奉請・返却。
 B 新写経典に使用するもの……………余れば案主に一度返却。案主が管理し、別の機会に使用する。
 C 写経の作業中に使用されるもの……………返却されず、写経堂に備え付けの物品として次回以降も使用。
 (*:史料上で装演・校生に支給されたことは確認出来ないが、Cに類すると考えられるもの)
 ※座具…薦、席、簀など
 ※ただし浄衣のみ、(座席)に固定されるのではなく、写経生個人に属する。
 D その他(←今回は検討対象外)……………食料など消費されるもの、作業の対価である布施など。

司、特に作業場の必要な現業官司でも同じような構造であったと考えられる。造東大寺司から写経所に配属された案主がプロジェクトの担当を分担し、共同で運営する体制であった¹⁰⁾。案主曹司(案主曹所・案主所)には櫃があり、櫃記等に記載することで物品を種類別に管理していたことがわかる(八ノ五八〇、一〇ノ四四五)。この櫃には内裏や造東大

寺司から収納された物品や、写経生から返上された物品が納められていた。金字経の時に塾生(校生が兼任する場合あり)が使用する猪牙など、特別な場合にしか使用しないものは、案主が保管していたのかもしれない。案主の(座席)は堂と曹司の両方であり、適宜使い分けていたのであろう。
 栄原永遠男氏は、写経所の事務局に設置された(反古箱)という概念を想定している¹¹⁾。そして、案主の手元に置かれた櫃や(反古箱)などに整理された凡紙、反古紙の使い方には、その残存状況からすると、以下のように一定のルールがあったと考えられる。
 白紙(表裏とも未使用)の凡紙は、「公文料」として提出文書や帳簿作成に使用された。また写経生の手実等の作成のためにも使用された。つぎに、端継・裏紙などに使用されたあとの白紙の反古紙は、案主の手元に返却された場合は、帳簿作成や写経生の手実等作成のために使用された。紙が短く切断されたり、多少しわになったりもしているが、写経所内での帳簿類に使用するには十分の状態であろう。一次利用され、背面のみ空白の反古紙は、案主の手元で帳簿作成に使用された。一次面の情報はすでに必要なく、破棄されたとはいえ、表裏が混同してはいけないという意識があったためか、写経生に配布して手実等を書かせることはなく、案主の責任のもとで新たに貼り継がれ、二次利用されたようである。つまり、(反古箱)の中は、その状態によって区分けがされ、使

用目的が分けられていたと考えられる。

また、経師等の浄衣は用度文や収納帳等に散見されるが、案主の浄衣については写経所文書中の記載例が非常に少ない。経師等がプロジェクト単位に召集される非常勤職員だったのに対し、案主は造東大寺司から定期的に浄衣を受け取ったためではないかと考えられる。用度文の人功の部分にも、経師・裝潢・校生・題師・雑使・膳部・駆使丁などはあげられるが、案主は計上されない。案主は、写経事業を管理する側のスタッフであり、個別写経事業の予算には組み込まれないのである。

(2) 経師

経師の中核を占めるのはいくつもの写経事業に携わる経験者だが、写経事業はプロジェクト単位であり、作業がないときはもとの所属に戻ったり、別の写経所に向向したりする。大量の写経事業の時は、あちこちに招集がかけられ、写経生がかき集められた。同時期に常写と間写を掛け持ちしている場合もある。経師忍海広次は、天平勝宝五年(七五三)八月八日から二十七日までは法花経一部の経紙を支給され、それが終わるとすぐに八月二十九日から九月十九日にかけて、別の写経事業である八十花厳経一部の経紙を支給されている(二〇ノ五六六)。ベテランの経師である忍海広次は、案主によって休む間もなく次から次へと写経事業に割り当てられたのである。

経師は写経事業ごとに(座席)に振り分けられ、小明櫃に本経と新写経典を入れ、下纏に筆墨などの用具をまとめて保管したと考えられる。経師は、各(座席)に備え付けられた硯や小明櫃と、案主から配

布された式・敷・下纏を使い、写経事業ごとに支給される経紙と筆墨を用いて書写したのである。

机に関する記載は非常に少ないが、経師が書写するのに使った机としては、「書机」があげられる(六ノ三八六)。宝龜三年(七七二)、始二部一切経が奉写先一切経司より奉写一切経所へ移管されるにあたって、使いかけの物品がまとめて収納されたうちのひとつである。ひとつの経巻を複数人で写す場合もあり、写経事業ごとに割り当てられた区画の(座席)にまとまって座ると考えられる。

(3) 裝潢

裝潢とは、天平から宝龜年間まで約三十年も写経所文書にみえる能登忍人など、比較的特定の者が長期間務める専門技術職である。裝潢作業の四工程として、経を書写する前に行う継・打・界と、書写後に行う装書がある。継とは、書写する経巻の張数に合わせて大豆糊で経紙を貼り継いで、巻首(巻尾にも付けた可能性あり)に端継紙を貼り継ぎ、(仮軸)を付ける¹²⁾。打とは、経巻を紙打石などでたたいて、紙の緊密度、平滑度を高め、滲みをおさえる。界とは、縦横の界線を引く作業である。書写・校正終了後、端継紙を取り外し、表紙付け、端切、軸付け、緒付けをするのが装書である。

裝潢には何千張の紙が一度に充てられる場合もあり、仕事内容が多岐に渡るため用具も多く、ある程度広い作業空間が必要と考えられる。また裝潢の指示のもと、仕丁が紙打する場合もあった。天平十一年頃(勝宝初年頃)には「裝潢所」がみえ、紙打を行う「紙屋」が天平

十七年後半〜十八年頃設置されたとされる。¹³⁾

端継紙や仮帙、〈仮軸〉などは、装潢が写経開始にあたって取り付けたものを、書写終了後に取り外す。そしてそれらを再利用するという、装潢を中心とした作業用備品のサイクルがあると考えられる。これらは案主の管理下にはない物品の動きであり、だからこそ案主が管理する帳簿には記載されず、写経所文書には残っていないのである。

(4) 校生

校正は、基本的に別々の校生が二回行う。案主や経師、装潢などが兼任することもある。

宝亀三年に奉写先一切経司より奉写一切経所へ収納されたものなかに「校書長机」(六ノ三八六)がみえる。本経と新写経典を大きく広げてチェックをしていくためか、「長机」というからには、経師の机より長い形状であったのだろう。

(5) 小結

以上のように物品は様々なかたちで運用される。表6で示したスタッフごとに取り扱う物品の動きを模式図にしたのが図1である。

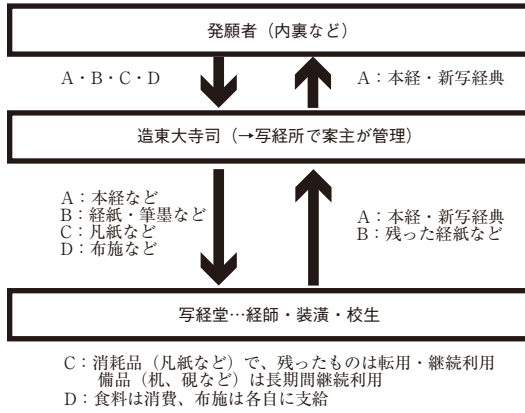


図1 写経所における物品の動きの模式図 (ABCDの分類は表6参照)

しているため、申請・収納記録のみ残り、支給記録は残らない。机など耐久性のある備品は、造東大寺司管下の写経所になる前、光明・皇后宮職の写経所時代から引き続き使われてきたものが多数あると考えられる。造石山寺写経所、始二部一切経が奉写一切経所に移管された時など、写経する場や写経所自体の場所が移転する場合は、多数の備品が準備されたり移動したりする。これらの備品は写経事業ごとに準備されるのではなく、必要に応じて随時補充されるのである。

まとめ

写経事業に必要な物品は、用度文で見積もりが作成され、収納された。写経堂では基本的に一切経が書写されており、必要な物品は随時収納されていた。十分な物品が収納されない間写の個別写経事業も多かったが、案主の采配により、常写や予算の潤沢な間写の物品を転用するなどして対処していたと考えられる。新写経典の材料となる物品(経紙や軸など)は経典として完成すると奉請されるが、写経生たちが作業に使う物品(机や硯、櫃など)は、写経堂の備品として長く使用された。筆・墨などの消耗品は写経用紙数に応じて収納されるが、一定の使用限度を超えても、様々な用途に使い続けられた。案主は納帳、充帳、用帳など多くの帳簿を使って、これらの物品を管理したのである。

写経堂内は、案主、経師、校生、装潢それぞれの作業場にわかれており、各(座席)に必要な物品が備え付けられた。写経事業ごとに写

経生のメンバーが入れ替わるたび、〈座席〉に振り分けられたと考えられる。

これまでの正倉院文書研究では、どのように組織が変遷してきたか、個別写経事業がどのように行われたかなどは検討されてきたが、写経所の具体的な内部構造を見通すことは十分に行われていない。物品の運用に焦点をあてることによって始めて、堂の内部構造を垣間見ることができるのである。

本論では、写経所の物品運用について、モデルケースを提示したにすぎない。個々の物品について、さらに詳細に検討していくことが必要である。また、時期ごとの変遷、写経所組織の変遷に即して考える必要がある。

写経所とは、それぞれの役割ごとに分業体制を整えた、きわめて組織的な經典製作工房である。造東大寺司を中心とする他の造宮・造物関係の組織も、同様の体制である可能性が高い。写書手・造紙手・造筆手などを抱える図書寮は、写経所とよく似た性格を持つ官司と考えられ、写経所の運営と類似する点も多いと思われる。令外官である写経所の特殊性もあろうが、以上のような堂の内部構造を念頭において一般化することによって、日本古代における手工業的な組織のあり方を考えることができるのではないか。事務的な官司との相違点は今後検討したいが、奈良時代の官司が実務レベルで具体的にどのような運用されていたか、その一端を見ることができよう。

【注】

- (1) 奈良永遠男 a 『奈良時代の写経と内裏』（塙書房、二〇〇〇年）、同 b 『奈良時代写経史研究』（塙書房、二〇〇三年）、同 c 『正倉院文書入門』（角川学芸出版、二〇一一年）、杉本一樹『日本古代文書の研究』（吉川弘文館、二〇〇一年）、山下有美『正倉院文書と写経所の研究』（吉川弘文館、一九九九年）など多数の研究が積み重ねられてきている。桑原祐子『正倉院文書の訓読と注釈請暇不参解編』（一）（二）（奈良女子大学二十一世紀COEプログラム報告書₂₀₀₄・九・二〇〇五年、二〇〇七年）、宮川久美『正倉院文書の訓読と注釈月借錢解編』第一〜第七分冊（『奈良佐保短期大学研究紀要』第十六〜二十四号、二〇〇九年〜二〇一七年）は請暇不参解・月借錢解に通ずつ訓読と注釈を加えたものである。
- (2) 奈良時代に国家的な写経事業を行った機関は、内裏系統の写経機関と、『写経所文書』が残る皇后宮職系統の写経機関がある。組織も名称もさまざまな変遷をたどるが、本論文では、史料に名称が明記されている場合以外は、便宜的に「写経所」で統一する。
- (3) 渡部陽子 a 『正倉院文書における「荒紙」「悪紙」』（奈良永遠男編『日本古代の王権と社会』塙書房、二〇一〇年）、同 b 「下纏」と「式」「敷」』（『正倉院文書研究』十二、二〇一一年）、同 c 『正倉院文書にみえる帙』（『正倉院文書研究』十三、二〇一三年）、同 d 『正倉院文書にみえる浄衣』（奈良永遠男編『正倉院文書の歴史学・国語学的研究―解移牒案を読み解く―』和泉書院、二〇一六年）、同 e 『正倉院文書にみえる櫃』（奈良永遠男・佐藤信・吉川真司編『東大寺の新研究二―歴史のなかの東大寺』法蔵館、二〇一七年）
- (4) 吉田孝氏は、写経事業の予算案を整理してその形式を提示した（吉田孝『律令時代の交易』（『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年））。これらの予算案は「造東大寺司解 申請奉写経用度物事」と書き出されることが多いが、端裏書や題籤には「用度文」と書かれたものが散見されるため、この形式の文書は当時「用度文」と呼称されていた

ようである。なお本論では、写経事業開始にあたって必要な物品類を書きだしたものを「用度文」とし、個別の物品のみを申請する文書や、写経事業の途中で物品を追加申請する文書は用度文とはみなさない。

- (5) 『大日本古文書（編年）』一四卷二九二頁〜三〇〇頁。以下『大日古』、一四ノ二九二〜三〇〇と略す。また本論文において「」で示す史料名は『大日古』のもの、「」で示すのは東京大学史料編纂所編『正倉院文書目録』のものである。

- (6) 栄原永遠男「光明皇太后没前の写経事業群」（前掲注1著書b）

- (7) 表5にあげた物品のうち、経紙・凡紙については注3拙稿a・b、帙は拙稿c、浄衣は拙稿d、櫃は拙稿eにおいてそれぞれ検討した。

- (8) 桑原祐子「墨の記述―墨頭・墨端と助数詞」（『正倉院文書の国語学的研究』思文閣出版、二〇〇五年）、濱道孝尚「写経所における「私書」の書写」（『正倉院文書研究』十三、二〇一三年）

- (9) 仁王経疏一部五卷の用度文では、経紙・凡紙、菟毛筆一管半と墨一挺を買うための銭を申請している（表2 No.28、一六ノ三七五〜三七六）。筆そのものを一管と半分だけ授受するというのは、物理的に不可能である。同じ年に行われた梵網経四十卷・四分僧戒本経十卷・四分尼戒本経十卷の用度文では、菟毛筆一管（四十文）をもって写紙百五十張、墨一挺（三十文）をもって写紙三百張とある（表2 No.30、一六ノ三四二、二五ノ三四〇）。筆一管と半分だと、二百二十五張を写すことができ、仁王経疏で申請された経紙は百九十一張であるから、十分である。写経所は、筆墨の現物ではなく、菟毛筆一管半の銭六十文と墨一挺の銭三十文というように、銭を申請することで、用紙数に応じた詳細な計画をたてることができる。写経事業ごとに筆墨そのものを準備するのではなく、必要な銭を収納して、写経所の在庫分を順次使用する。様々な写経事業を断続的に行う写経所だからこそ可能となる、筆墨の合理的な運用方法である。

- (10) 山下有美「写経機構の内部構造と運営」（前掲注1著書）

- (11) 栄原永遠男『正倉院文書入門』（前掲注1著書c）

- (12) 端継については、杉本一樹「端継・式敷・裏紙」（前掲注1著書）。史料上には（仮軸）に関する記載はみえないが、端継の二次利用と考えられる続修後集第二二巻が、軸付紙の形状をなすことから、ここに仮の軸が取り付けられたとする。書写中は、巻首に取り付けられた端継が、軸付紙と仮表紙の役割を兼ねたと考えられ、書写終了後、巻首には正式な表紙が、巻尾には正式な軸が取り付けられたと考えられる。

- (13) 大隅亜希子「装潢組織の展開と布施支給の変遷」（『正倉院文書研究』六、一九九九年）

（大阪市立大学都市文化研究センター研究員）